

令和4年5月31日	資料1
第2回 健康増進に係る科学的な知見を踏まえた 技術的事項に関するワーキング・グループ	

質問項目の見直しの方向性（案）



見直しの方向性（案）

－特定健診・特定保健指導の標準的な質問項目に関する基本的な考え方－

基本的な考え方について

○特定健診・特定保健指導における標準的な質問項目は、下記4つの観点から成り立っている。

- ① 特定保健指導対象者の階層化や詳細な健診の対象者の選定に関する項目
- ② 健診結果を通知する際の「情報提供」の内容の決定に際し活用可能な項目
- ③ 生活習慣病のリスクの評価に資する項目
- ④ 地域の健康状態の比較に資する項目

平成28年11月8日 第8回特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会 参考資料1

第2回合同検討会の主なご意見

■ ④「地域の健康状態の比較に資する」について

- ・ 質問票は個人に対してだけでなく、地域全体の評価にも重要である。
- ・ 地域の保健師等は、健診で聴取する生活習慣等の情報に加えて、人口統計等の情報を組み合わせて、自身の町の状況の推移を把握しようと取り組んでいる。
- ・ もともと健診は地域保健の枠組みで実施されていたのを保険者ごとに実施するように変更となった経緯がある。保険者ごとに、年齢構成や所得水準等の背景因子が異なる可能性があり、考え方の中に保険者間比較も入れてはどうか。

見直しの方向性（案）

－特定健診・特定保健指導の標準的な質問項目に関する基本的な考え方－

見直しの方向性（案）

「基本的な考え方」の④について、地域間に加えて保険者間の比較の観点を追加してはどうか。

基本的な考え方について（修正案）

○特定健診・特定保健指導における標準的な質問項目は、下記4つの観点から成り立っている。

- ① 特定保健指導対象者の階層化や詳細な健診の対象者の選定に関する項目
- ② 健診結果を通知する際の「情報提供」の内容の決定に際し活用可能な項目
- ③ 生活習慣病のリスクの評価に資する項目
- ④ 地域間及び保険者間の健康状態の比較に資する項目

見直しの方向性（案）－①喫煙に関する質問項目について－

	質問項目	回答
現行	現在、たばこを習慣的に吸っている。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者）	①はい ②いいえ

第1回技術的事項WGの主なご意見

■ 「現在、習慣的に喫煙している者」の定義について

- 「現在、習慣的に喫煙している者」の定義が分かりづらいため、修正した方がよい。
- 飲酒の質問項目のように層別化してはどうか。

■ 過去喫煙者の定義について

- 「以前は吸っていた」に該当する者の定義とは何か。

見直しの方向性（案）－①喫煙に関する質問項目について－

見直しの方向性（案）

- データ活用における継続性の観点から、「現在、習慣的に喫煙している者」の定義を可能な限り維持した上で、分かりやすい表現に修正してはどうか。

見直しのイメージ（案）

- 以下のように修正してはどうか。

赤字：第1回技術的WGで提示した修正案
青字：今回追加で提示する修正案

		質問項目	回答
8	現行	現在、たばこを習慣的に吸っている。 (※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ
	修正案	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件1と条件2を両方満たす者である。 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	①はい（条件1と条件2を両方満たす） ②いいえ（①③以外） ③以前は吸っていたが、最近1ヶ月間は吸っていない（条件2のみ満たす）

見直しの方向性（案）－②飲酒に関する質問項目について－

第1回技術的事項WGの主なご意見

■ 飲酒の頻度について

- 禁酒者を区別できるような修正の追加を提案する。禁酒者との区別が可能となるような修正として「やめた」を追加する方向で検討してはどうか。
- 「月に1～3日」と「ほとんど飲まない」の回答選択肢の違いがわかりづらい。
- 「ほとんど飲まない」を「●回/年」とするなど、他の回答選択肢と揃えてはどうか。

■ 飲酒量について

- 保険者によっては対面で飲酒量の換算について補足説明をしたり、資料をつけている。一方で、このまま質問紙を配っているところもあり、対応に濃淡があるため、平準化が必要ではないか。

見直しの方向性（案）

- 飲酒の頻度の分類と、飲酒量に係る記載についての表現を修正してはどうか。
- 「特定健診・特定保健指導の標準的なプログラム」について、健診受診者に対する質問票の解説を充実させるとともに、保険者や健診実施機関が利用しやすくなるように工夫をしてはどうか。

見直しの方向性（案）－② 飲酒に関する質問項目について－

見直しの方向性（案）

■ 飲酒の頻度について

- 第1回技術的WGで提示した回答選択肢のうち「ほとんど飲まない」を「月に1日未満」に変更してはどうか。
 - ◆ 飲酒の頻度が月に1日より少ないが、飲酒をすることがある者に対しては、「月に1日未満」と数値化することで、「ほとんど飲まない」よりも明確になり、回答者が選択する際に分かりやすくなるのではないか。
 - ◆ また、WHOでは「heavy episodic drinking（大量機会飲酒）」を、「1回60グラム以上を30日に1回以上する飲酒」と定義されており、「月に1日未満」の者については、大量機会飲酒のリスクがある者と区別することが可能となるのではないか。

■ 飲酒量について

- 質問項目の補足説明及び回答の選択肢について、「国民生活基礎調査」及び「国民健康・栄養調査」での表記を参考として、表現を修正してはどうか。

「令和4年国民生活基礎調査【健康票】」及び「令和元年国民健康・栄養調査」での表記

問・回答選択肢

問：お酒を飲む日は1日あたり、どれくらいの量を飲みますか。清酒に換算し、あてはまる番号を1つ選んで○印をつけてください。

- 1 1合（180ml）未満
- 2 1合以上2合（360ml）未満
- 3 2合以上3合（540ml）未満
- 4 3合以上4合（720ml）未満
- 5 4合以上5合（900ml）未満
- 6 5合（900ml）以上

補足説明

※清酒1合（アルコール度数15度・180ml）は次の量にほぼ相当します

- ビール中瓶1本（同5度・500ml）
- 焼酎0.6合（同25度・約110ml）
- ワイン1/4本（同14度・約180ml）
- ウイスキーダブル1杯（同43度・60ml）
- 缶チューハイ1.5缶（同5度・約520ml）

見直しの方向性（案）－②飲酒に関する質問項目について－

見直しのイメージ（案）

- 以下のように修正してはどうか。

赤字：第1回技術的WGで提示した修正案

青字：今回追加で提示する修正案

		質問項目	回答
18	現行	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない（飲めない）
	修正案	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を摂取していない者）	①毎日 ②週5～6日 ③週3～4日 ④週1～2日 ⑤月に1～3日 ⑥月に1日未満 ⑦やめた ⑧飲まない（飲めない）
19	現行	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（180ml）の目安：ビール500ml、焼酎（25度）110ml、ウイスキーダブル1杯（60ml）、ワイン2杯（240ml）	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3合以上
	修正案	飲酒日の1日当たりの飲酒量 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安：ビール中瓶1本（同5度・500ml）、焼酎0.6合（同25度・約110ml）、ワイン1/4本（同14度、約180ml）、ウイスキーダブル1杯（同43度・60ml）、缶チューハイ1.5缶（同5度・約520ml）	①1合未満 ②1～2合未満 ③2～3合未満 ④3～5合未満 ⑤5合以上

見直しの方向性（案）－③保健指導に関する質問項目について－

	質問項目	回答
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ

第1回技術的事項WGの主なご意見

■ 質問22における課題について

- 質問21「運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか」に「改善に取り組んでいる」と回答しつつ、質問22で「いいえ」と回答する人に対して、保健師が介入する際にトラブルが発生することがある。
- 質問項目についての全国調査を実施したところ、質問22が最も使いづらいという意見であった。
- 生活習慣の改善が必要である方は、積極的に特定保健指導を受けてもらいたいので、この質問は不要だと考える。
- 市町村国保で特定保健指導を担当していた際は、参加者をどれだけ募れるかが重要であり、「はい」と回答した方を誘導する方法は効果的であったため、一概には不要といえないと考える。
- 「いいえ」と回答した人の気持ちを受け止めつつ、どうしようかと考えるのが医療者の役割であり、現場の医療者としては、相手の気持ちを知りたい。

見直しの方向性（案）－③保健指導に関する質問項目について－

■ 第1回技術的WGで提示した修正案について

保健指導に関する質問項目として活用のご意見

- 保健指導の実施に係る代替項目として、「過去に保健指導を受けたことがあるか」を聞いてほしい。保険者間の異動等の理由で、過去に特定保健指導を受けたか否かが分からない場合がある。保健指導が初めてか否かによって指導方法が異なる。
- 特定保健指導の受診履歴を聞いた上で、現行の質問21を聞く方が、より特定保健指導の導入に資するのではないか。

保健指導に関する質問項目として活用のご意見

- 高血圧に関する項目がないので、そのリスク因子である食塩に関する項目を追加することが重要との意見がある。質問1問だけで本人の食塩の摂取量を把握することは難しいので、食習慣や嗜好を聞くことによって、その人の食塩摂取量を推測するのが適切ではないか。一方で、質問項目と塩分摂取量の関係について、明確なエビデンスはない。そのような状況の中で、研究班では「食塩（塩分）の多い食品や味付けの濃い料理を控えていますか」という提案があった。
- 現在治療中の疾患について聞く項目がない。がんの治療中の方に痩せなさいという指導はできない。現在の状況がわかるように問診票に追加いただきたい。
- 質問票には自覚症状を確認する項目が入っていない。症状の有無を聞く質問に代替してはどうか。

第2回見直しに関する検討会の主なご意見

- 歯の本数に関する質問票を入れてほしい。

見直しの方向性（案）－③保健指導に関する質問項目について－

見直しの方向性（案）

- 標準的な質問票の質問項目は、国民健康・栄養調査や労働安全衛生法における質問を踏まえて設定されたものである。
 - 科学的エビデンスに基づき検討することを原則とし、継続性の観点もふまえて検討を行ってはどうか。
- （参考：標準的な健診・保健指導プログラム、第1回技術的事項WG資料3-1）
- なお、医療機関への受診の必要性等も含めて判断が必要な症状に関する問診については、責任の所在を明確化する必要性があり、特定健診では医師の問診が必須であることから、問診の場で確認することが適切ではないか。

案1. 以下のように保健指導の受診歴を確認する質問項目について

●生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。

①ない（特定保健指導対象者にならなかったことがない） ②ない（特定保健指導対象者にならなかったことがあるが、指導を受けたことはない） ③1回ある ④2回以上ある

○本質問を採用することのメリット

- 過去の特定保健指導の受診歴を確認できることにより、対応の方法を考慮できるとともに、データヘルスの観点から分析に有効である。
- 保険者間の移動があっても受診歴を把握できる。
- 保健指導に関する質問項目数を維持できる。

○本質問を採用することのデメリット

- 特になし。

案2. 以下のように食塩摂取に関する質問項目について

●食塩（塩分）の多い食品や味付けの濃い料理を控えていますか

①はい ②いいえ

○本質問を採用することのメリット

- 食塩の摂取は高血圧の最大のリスク因子であり、食塩摂取に係る質問項目を入れることは、高血圧予防の観点から有用ではないか。

○本質問を採用することのデメリット

- 1つの問では、食塩の摂取量を推測するのは困難であり、現時点で明確なエビデンスが示された食塩摂取に関する質問項目は存在しない。

見直しの方向性（案）－③保健指導に関する質問項目について－

見直しの方向性（案）

案3. 以下のように歯の本数に関する質問項目について

●自分の歯※は何本ありますか。

※自分の歯には、親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。親知らずを抜くと全部で28本が正常ですが、28本より多かったり少なかったりすることもあります。

①ない ②1～9本 ③10～19本 ④20本以上

※ 質問項目については、「令和元年国民健康・栄養調査」から抜粋。

※ 回答選択肢については診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第二（歯科診療報酬点数表）を参照。

○本質問を採用することのメリット

- ・糖尿病やメタボリックシンドロームのリスク因子といわれている、歯・口腔の状態を間接的に把握することができる。

○本質問を採用することのデメリット

- ・質問13「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。」の質問で咀嚼機能をすでに評価しており、歯の本数に関わらずブリッジや有床義歯等の補綴治療により咀嚼機能が回復できることから、さらに当該質問を追加する意義は低いのではないか。
- ・残存歯数を個人で把握することは困難と予想され、正確に回答できない可能性が高い。

論点

- ・ 継続性の観点も踏まえつつ、特定保健指導の質の向上に資する内容として、既存の22の項目の見直しについて議論してはどうか。

見直しの方向性（案）－③保健指導に関する質問項目について－

見直しのイメージ（案）

- 論点を踏まえて、案1のとおり、保健指導の受診歴を確認する質問項目としてはどうか。

	質問項目	回答
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	①ない（特定保健指導対象者になったことがない） ②ない（特定保健指導対象者になったことがあるが、指導をうけたことはない） ③1回ある ④2回以上ある